

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区松江4丁目24-10

氏名 株式会社春江

代表取締役 板橋 正幸

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年1月29日

江東区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ

2 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを含む。）

3 運搬先 区長の指定する処理施設

株式会社春江
J & T環境株式会社
バイオエナジー株式会社

4 作業場所 江東区の区域内

5 許可期間 令和7年2月1日 から
令和9年1月31日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

- 保管・積替施設については、以下のとおりとする。
- 設置場所は、東京都江東区新木場二丁目8-10とする。
- 保管する一般廃棄物の種類は、普通ごみに限る。
- 施設は、区長の指定する処理施設へ搬入可能な日に使用しないこと。
- 施設の使用方法是、一般廃棄物を車両に積載した状態での積置きに限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

閲覧専用